

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

平成30年9月14日

香川県知事 浜田惠造

1 入札に付する事項

（1）委託業務名

コンビニエンスストア等における県税の収納事務（以下「本業務」という。）

（2）委託業務の内容

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

（3）委託期間

契約締結日から平成37年9月30日まで

（4）対象税目等

自動車税、個人事業税及び不動産取得税の納税通知書並びに全ての県税目の納付書

（5）入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（6）電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難い場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあっては、平成30年10月16日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得ること。

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ

電話番号087-832-3631 FAX番号087-833-0352

- （3）県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- （4）本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者であること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
- ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
- イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 国又は普通地方公共団体の公金又は公共料金におけるコンビニエンスストア収納業務の取扱いについて実績を有していること。
- (7) 県が委託する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況及び財務状況が良好であること。
- (8) 下記の会社がコンビニエンスストア本部として収納事務を行っているコンビニエンスストアの店舗（加盟店及び提携店を含む。）で収納できること。
- ・株式会社セブン-イレブン・ジャパン
 - ・株式会社ファミリーマート
 - ・ミニストップ株式会社
 - ・山崎製パン株式会社
 - ・株式会社ローソン
- (9) 株式会社しんきん情報サービスが本部として収納事務を行っている多機能情報ターミナル（マルチメディアキオスク端末）で収納できること。
- (10) 県が発行した納税通知書又は納付書（以下「納税通知書等」という。）に印字されたバーコード情報を携帯電話やスマートフォンのカメラで読み取り、モバイルバンキングとペイジーを活用して支払いができる収納サービスを提供していること。また、この支払方法で利用できるモバイルバンキングは、次の金融機関が対象となっていること。
- 百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信用組合、四国労働金庫
- (11) 収納した金額を遅滞なく県が指定する金融機関に払い込むことができ、入札説明書等に示した収納データに関してのシステム要件を全て満たしていること。
- (12) 入札説明書等に示した内容を適切かつ確実に遂行するための体制、システム等が整備されていること。

3 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、2の(6)から(12)までの要件を満たすことを証明する書類を平成30年10月25日午後5時までに、4の(1)に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書及び入札参加資格確認申請書を提出することとする。
- (3) 提出された書類を審査した結果、本業務を履行することができる認められた者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、電子入札システムにより、平成30年11月2日までに通知する（紙入札方式による入札参加を希望する者には、紙媒体で通知する。）。

4 契約の内容を示す場所等（入札説明書等の交付等）

- (1) 入札説明書等の交付場所

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県庁本館9階
香川県総務部税務課 納税・税外未収金グループ
電話番号087-832-3068 FAX番号087-862-0476

(2) 入札説明書等の交付日時

平成30年9月14日から同年10月5日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成30年10月9日まで（休日等を除く午前9時から午後5時まで）に、（1）で示した場所に対し入札説明書に添付の様式により行うこと。（FAX又は電子メールも可とする。）

回答は、平成30年10月15日午後5時までに、本公告に係る入札説明書等の交付を受けた者に対して通知する。

5 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便にあっては書留親展に、信書便にあっては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

6 入札及び開札を行う日時及び場所等

(1) 入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）の提出

ア 電子入札システムによる場合

- (ア) 提出期限 平成30年11月9日午後2時
(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

- (ア) 提出日時 平成30年11月9日午後1時から午後2時まで
(イ) 提出場所 香川県庁北館3階入札室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

- (ア) 受領期限 平成30年11月8日午後5時（必着）
(イ) 送付先 4の(1)に示した場所

エ 入札書等の全ての書類がそろっていない場合は、失格とする。

(2) 開札

ア 日時 平成30年11月9日午後2時

イ 場所 香川県総務部税務課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階入札室）

7 落札者の決定方法

(1) 規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者の決定結果については、文書で入札者に通知する。

(3) 入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

8 契約書作成の要否 要

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成30年10月25日午後5時までに入札（契約）保証金免除（減額）申請書を、4の(1)に示した場所に提出すること。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

また、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる場合がある。

(6) 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(7) 問合せ先

4の(1)に示す場所

(8) 詳細は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required

Prefectural tax collection at places such as convenience stores

(2) Time-limit for the submission of tenders via the electronic bidding system:

2:00 PM on November 9, 2018

Date and time for hand-delivered submission of tenders:

1:00 PM–2:00 PM on November 9, 2018

(By mail, tenders must be submitted by 5:00 PM on November 8, 2018)

(3) Contact point for the notice:

Tax Administration Division, General Affairs Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, 760-8570, Japan.

TEL 087-832-3068

(4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the

contract.